



植柳の風

八代市立植柳小学校 校長室便り
平成30年12月10日NO. 118

働き方改革の行方



師走を迎え、にわかに学校も世の中も慌ただしくなってきたことを感じる。12月の学校は、2学期の振り返りやまとめを行うとともに、その1年を締めくくり、次の新しい一年に向けての心構えを作る大事な時間帯である。そうはいつても、年賀状や暮れに向けての大掃除等も気になり始め、そわそわして落ち着かなくなるのは、子どもも大人も一緒である。しかし、忙中閑あり、心の余裕だけは持つようにし、交通事故などには、十分注意を払いたい。

さて、先週は人事管理研修会が庁舎で開催され、不祥事防止や学校事故、通勤災害、災害時の対応の在り方、営利企業等の従事制限など、様々な事例に関する法令的な研修が行われた。グループごとに事例に関する問題点の分析や課題解決に向けた対応の在り方等を協議をするわけだが、学校現場が直面する問題ばかりだけに熱心に議論を展開した。そして、最後のまとめで、学校人事課の方から各問題に対する補説と、働き方改革のことが話題にされた。7日付け朝刊で紹介されたばかりの話題であったが、一番心に残るキーワードだったので、この問題について、本号では取り上げてみたい。



さて、教職員の働き方改革が話題になって久しいわけだが、12月6日の中教審特別部会で出された指針案や答申素案はどのようになっているのか。今回の指針案では、残業時間の上限を原則月45時間以内とし、特別な事情があっても月100時間未満とすること、違反した場合の罰則は設けないこと、各自治体で労働時間を年単位で調整する変形労働時間制の導入を検討することなどが示されている。さらに来年度中に教職員給与特別措置法（いわゆる「給特法」）の制度改正に着手するという。

遅きに失した感もあるが、私たちの学校現場の勤務状況に鑑み、ようやく国、行政も動き始めたという点では一歩前進であると考えたい。

少し難解な用語が並ぶので、説明を加えるが、「変形労働時間制」というのは、簡単に言うと、年度初めや終わり、学期末等の忙しい時期は週当たりの勤務時間を実態に即して引き上げる一方、夏休み中の学校閉庁日を増やし、長期休暇を取りやすくする等の措置である。また、「給特法」というのは、1971年に成立した法律で、教員の働き方の特殊性を考慮し、残業代を出さない代わりに給料月額額の4%を教職調整額を拠出する法律であるわけだが、当時は平均残業時間が8時間だったことから、今の実態とそぐわないことは明らか。文科省の試算によると、今の教員の働き通りに残業代を支払うと、1年間で少なくとも9千億円が必要（朝日新聞紙提供）となるそうだが、果たしてどうなるのか。さらに労働時間の縮減策として、「休み時間や校内清掃への地域人材参画」「部活動への外部指導者の活用」「学校徴収金管理などの事務負担軽減」など、具体策が示されている。



今回、現在の国の働き方改革の動向について関心を持っていただきたいと思い立ち書き綴ってみたが、根底にあるのは、「子どもたちの前に立つ私たちが、いつも生き生きと働ける現場でありたい。」という思い。この仕事は、「楽ではないけど、やりがいのある仕事」だと確信しているし、子どもの元気が私たちの元気につながり、私たちの元気が子どもたちにも伝わっていく。人が人を教育する、まさに不易の部分だろう。だからこそ、私たち自身の意識改革も必要だと思っている。